

内外新報

自茅志
十號迄

西垣文庫

文庫 10

7350

1

3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82



內外新報



第一號



定價八分

Faint, illegible handwritten text in cursive script, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

特 文庫10
7350
1

西漢文庫

內外新報第一號

慶應四辰年四月十日



○
昨日七日大原恭侍從教品川宿正着途中行列烟練太
敷及白地菊所紋海軍先鋒之書紀有之旗二流之每
龍騰紋付小旗一本所馬上以年齡四十歲位立為帽子
毫之腰之左氣地給子小袖紺地金襴袴以着用此旗
一騎肥前藩列筑後云士筒袖細袴紋付筒相携隊長付
漆茶後人數二百人程足並隊立以通行同日申下刻
所本陣白正着

一雜書小川南城真田刈谷十五人指揮了以川高友
三日高陣有之同所以退陣日限江戸表以陣營以場
可木之依立以治定之上下以出教之而未分不中以
一以本陣去因家無能降殺討幕後白地同斷幕之張大系
亦待沒敵陣營之高札有之以高札相掛之有之官軍之
家人數上下三百人程近邊旅籠屋宿陣之相成罷在
之家共玉藥之外立兵器類手書相見不中以大砲亦成
相見不中以
右之通書以上
三月廿八日

一慶應三年七月廿六日小笠原賢藏岩田平作裝鉄船
采込亞米利加「コスボ」上海軍所立出帆一同四辰年
四月二日横濱口着帆也

○四月二日通書

此度一橋教田安教以連名之以款許狀一橋教以持赤東
海道官軍大總督寧以方以以奉止且若年案大目付
以目付共同候為款預罷出以也 上様以恭順以謹慎之
清誠意相願以以分与若寬大之 思石在也 津沙汰之
品以先鋒總督より 勅定在可也 作出以候以作渡以

と付るに何れも此上兼ふ之清趣意厚く相守亦相慎以候
可致候

四月

○同日の觸書

勅使近日清府内の清入之儀に付衣美込次第は通以筋
武家屋敷溜門引寄意方より以多し緒半物静に候之居
物見々同敷儀之候家来来々迄是等中付座候に致候

○四月三日の觸書

明日柳原殿撫奉敷六半時池上江登駕 清城入有之
一清道筋往來差留且屋敷町至共先達と相違ひ通格別

礼節を尽し不致之儀之候に相心得候

一清道筋の携りの面々其は門番之向者服紗袴麻上不着
用可致候

○清道筋

品川江小休之為三田通赤羽根橋西久保天徳寺迄は支度
支分虎清門櫻田清門清入城

○館内の張出しの寫

今般 王政清一新に付 朝廷之條理ヲ述ひ外國江交際
之儀に 作出錯事於 朝廷直に取扱は為成萬國江
以テ條約江履行は為在候に付も全國之人民 歡慮ヲ奉

載一心得遠之極也 作付の自今以後撰外國人ヲ殺
害一或主不他法之新業亦致之者也 朝廷之悖
清國雖ヲ釀成一の多已ある一且 清文譯之 作付各國
一討一 皇國之 清威信も不相立次第其の不在を極
之儀ニ身其罪之輕重ニ随ひ去分之者と雖削士痛至當
之典刑可被處の条銘之奉 朝命御暴行之所業之極
今度被 作付の事

二月

○長應寺表門の張出の寫

日本在和蘭國

ミホルチーキアケント
兼コニシテセ子ラール

日本 皇帝階下之軍隊士官歩卒等ニ布告也

當長應寺ニ日本ニ在和蘭國ミホルチーキアケント兼コニシエ
セ子ラール宿所にて其内諸具を委く同人之所有多々故
別段之免許なく一と當寺ニ入るに理合つけつて
る為一當當寺ニ在る諸具委く記して藩藩あり若給交
せらる申御すハ日本政府より同人之為ニ是を償還

千八百六十八年第四月

横濱印

日本在和蘭國ノ

ホルチーキアケント
兼コニシテセ子ラール

○

高輪接遇所英館滞在申上四月三日第一時頃横濱表

船を帰れり

三田正泉寺滞 在瑞西國公使外士官二人四月四日第二字遣
横濱表に陸路帰港を未了士官一人滞留せり

○モルレーニ著英吉利小文典後編発兌せり

○甲府勤士の内佐藤後河守外九人ハ徳川家へ歸り一鳥居
殿之丞大河内十右衛門外一人ハ別墅にて 皇居とあり

○坂邊大藏加藤重三郎外一人ハ行方を知らぬ徳川
皇居とありたるもの二百俵餘ハ當分之内十口を給り

三百俵餘ハ十五口を給をり ○其他 皇居とありあり

ものハ関東追討の先鋒を命せらるゝに依り頻りに懇願
一圍よて三十人出陣一途中に於て猶又懇願せらるゝに依
り十人宛を別つて甲府口への警衛を命せらるゝに
加列甲府を襲ふの風流ある故なりといふ

○四月五日

上意之口書付寫

昨四日以 勅使別紙之通に 仰渡有之恭順謹懐無二
念之既辱も達 敷聞 皇慈之餘蒙寛大之口沙汰の賜
實以難有仕合ひ素か一同に於き 聖旨送奉下致ハ中

迄中無之所得共若心得遠之者有之而不相識以右
者兼之相達置以事之與今更教戒之也不及儀之以得若
獲又厚之相心得 戲者遵奉可致以事

四月一日步兵差國設頭取並戶田嘉十郎撥兵頭並
同日勤仕並寄合伴野炊六所本多派之寄合將黃
同日市中取締後松本直一席以目付在命せらる

内外新報

第二號

定價八分

内外新報

寛永年間小佛蘭私國始めて新聞雜説を集めて刊板せし
一示来此度大に行われ諸州との新聞局ありさるる処
るきよ及び江戸に於ても中外新聞板行ありてより夷
意隔絶の異変を知り四海の善言を索り頗る方今時勢
の利益より然りと雖も横濱新聞の譯の如きは省畧し
たり多し又遺憾ありしを依て此度會社を定め新聞
ハ得るより従て之を譯し如之内外の布告及び選任轉職
等を洩さず記載し又廣く異論異説を集め内外新報
と題し以て會社日用の便に備ふ

新報ハ速ニ刊行を要する事と主とせらるる故ニ猶缺漏
多き事一も所々於四方の君子若一一新報を聞クハ幸
ニ寄贈して遺洩を補ヒ給ふへ一

慶應四辰年四月

會社執事

内外新報第二號

慶應四年四月十三日

○四月五日ハ觸書 二通

此度被 作出ハ 勅諭之類ハ拜兼ニ成ルニ付 上條來
ル十日ハ茲途水戸表ハ其為 入ル此後向ク其可仕相
違ハ

○

昨四日 勅諭之類ハ付 御城内ハ標英ハ多門且ツ
御教諸級所早ク取片付來ル九日ハ同日ハ引渡下中ハ
但清門書英ハ廣安勅書之向キ來ル十一日明書迄

下江相違小事

右之類向く早くて下江相違小事

○

四月四日奥信流隊中根繁次郎精流隊を命せらる

同六日若年寄今川刑部大輔内願之類最有之付以役

清亮 同七日彰義隊組頭菅沼三平同並に命せらる

○

近頃會津城内 天守を修復せんとして古金七十万両

金を振出したりといふ又國內へ芝居二ヶ所拵女屋二

ヶ所を免許ありといふ風説あり不詳

○二月十六日大政官より後撰

諸國之寫札是迄之分一切取除ケハ又一別紙之條に改む

掲示被 作付以自然風雨之多少宗章未塗減ハ者ハ速

廻智マ中事

組定之札ハ永年掲示被 作付以是札之儀ハ附之

所布令之付退白取除之 所沙汰之有之尚所布令之

儀有之以前之儀札を以掲示マ付付以之付退相掲

ケ備境之至出テ 朝廷所沙汰筋之儀毎水ハ取可付

相心得以事退白 王政所一新後掲示之相成以分

定之札之後ハ尚分掲示被盡マ中事

二月

○第一札写

一人多るもの又倫之道と云くは事
一 穢寡孤摺廢疾のものに憫むべき事
一人を殺し家を焼き賊を盗むは之惡業ある事

慶應四年三月

大改官

○第二札写

定

何事によろほよろしかりき事にて大焼中合ひ候と

とうとさるへとうとうと云いと候くは事合ひと
ぶうそとのひあるひる中合せ居所長村をたちのた
をとうさんと申す候く清法度より若右候と候これ
らんおとさる候の役事へ申出候し清なりと下さる候
事

慶應四年三月

大改官

○第三札写

定

きりしたん新宗門に依り候く清制禁たり若し不審あり

その有之ハ至第の役所へ申出盡し侍らう以下さるる
く半

慶應四年三月

大改官

○四月三日申付書江の申付書

同日申付書教摺申入城上付

辭寛院宮様より申料理つゝのりきれいる破結麻上上
恙利西丸へまかり出申給仕とぞいおつとめらる
るくい

辭寛院宮様申用人申給仕おつとめいる候せらるる

くいりつとも製斗用利をこのり

一 江茶給仕七ヤのり又せ節めらるるくいり

○京教三月廿三日の申状書

一 去る三月廿一日宮の上刻 伊先子系地を申之を申
しとおるる候の上刻

禁裏様所申ひひきまおたり西六條申小やきみ八
とく申ときり廿二日申は申申とまり廿三日大坂
へ申是申供方公卿諸大名色半あつびに申女中その
外

所所向のころは申立をいとおありいよつと高地

をまけごときみーくお威大坂よりいづきへ
所幸におありいや一向おまうううは西福又の関東平
定のうへち

所為系との西少は又西座の町うく風すよの西立を
らひ又相ありの上と京地焼をくひとありいあどや
居いをまけごとん死のうに西座の
所供改尾張元千代撮毛利長門守撮そのむう西大名
致志せは○西為守西のうがかり二條上の加所撮三條
上も二條まご薩所撮二條上の阿所撮あり



内外新報

第三號

定價八分

内外新報第三號

慶應四年四月十五日

○四月九日武藏野家來分の來状云

仲仙乃鴻の榮宗羽生宗高分の内主人へ此方分付て
仍付い右又付羽生宗高陣屋へ高宗人救休息とて
遠入いところ

官軍涉人救よりいりやうのりけあき遠入い我と法
為縁又付おと中作おたきざる梅合又付高宗廣丹羽
藪と中由の切援い〜こまよつ〜中り帯おと相
立中上考株大系へ大砲向けられ其以に拙多留守中

家内の者どもおどろき入いやう是又時向よりひらきお海に百系露おどろきお海に何分この後の一件を一回思入いむら至あくお同家の仕事又甘あいお陸を第への

官軍涉耐内にいふ位なよりお運入りの根子よりあひ凡少くお山よりお庭いへどもと至るざるものよりお庭いあま人数由大病おく改より大坂表へ出陣のころも病中おくお坂よりお坂よりお退くおづらへく相成此頃をおくくお包書よりお家中一回大いお罷仕居中い甘とを年引つべき大さうのおお入りの付後に向大

難治より付家中へ後一采もきり支へるおるより今般官軍涉利おく板橋寄へ白采を万儀附おく至終修付是又

天子振涉利向きりおんいよりお家督あおおかき己至いより付家中へおくくきんとも大切と所用向とおくくおゆきりお中よりお産く志かきあかき今般涉通めより付寄るおくとも同ドみおおおゆりおおあいよりお産きりつらへお産のやうおはとお産かひおおトまりいよりお産りつるお中至方ともつるお中い何とぞお産りよりお産上

一 如摩乃 官軍加勢取西原地々

河勅使採高是ハ津通ノト成志ヲ一武是取ト一切相
あり此トノ風吹ニ由ル

一 二月十八日余津採取東三十人等トテ官軍へまゐ
る正味を傍羽以てて名ヤ出るところ高野山
信二付加一とて一ノ名ヲ出ルガトキ名ヤ出ト一ハ
風吹右ノ付字津多トテ官軍へ移らひハ二付三日夜
右の宿とす一百五十人等ト内百人等ト信が須防勢
のト一係トテ百人等ト

一 倉津勢高月二日の夜六百人等ト徳次家宿人等トハ

ト一先福多クハ地内むきまの屋ト同勢高津多ト
弟宿ニ七八人等ト屯ル然レ居ハ中

一 日光山も同勢居ハト

一 水戸方船比素強右船中川ニ在ルハ五百人等ト同
係出之勢ハ白川へ還留以て一今はくらけ合ハ居ハ
中ニ由ル

一 借城茶味大敵を地内と進出ト一若敵ハ焼のころ居
敷へ居のころ江戸表トテ多クハ敵義隊の者百人計
ニ附添ニ本根取来附添

一 壬生の勢々高野山地内トテ取来 方の中ニ

一 鎗林を日光市加こめ引くといふ大砲二挺日光へ由
ちづけぬいよ〜とヤウ〜ども実々如何や分り不中
い中

一 関東に志すう浪若勢を頼本徳くを舎付へおちめ
いよ〜

一 鎗林に〜ら〜と出射不思議〜と坐い

○ 四月三日出板タイム込彩少

坂地静澄あ〜と交易す〜く盛大ある〜との徴候
と増せり

帝王を多分江戸平定し軍隊海坂とを坂地よ

市をゆ〜せらる〜を〜と板子あり

三月廿六日天保山よお〜くエフ口ハの船隊
敵將を〜し

槍丸貫一 譯

○

下位の國あが山よお〜く近後勇

官軍の爲よ〜と〜と風説あり〜と〜とまど
洋か〜と〜と

○ 四月十一日法相相坊

美濃系三十五石よ付百廿四石二分仕切所方ハる

ら中白をある付式斗四升あり

跡お坊坊しく下着し文久跡をある付十三十九石

三十二文百文跡を十石八百文あり

蛇波上方江戸平均お坊一駄十疋あり付金五十九あり

賣を升より付式斗七十七文あり

妻をある付三斗三升あり

小豆をある付三斗七升あり

○

英和海軍譯書砲科日新歩兵必携等の翻譯書近日發
見を念へ

○二月廿六日

三百昇平忽乱離紛々兒女萬家悲恩願志士為君死千
古留名在此時、
川路頑民齋

○四月十一日志約書の家

今般海陸徒を遊軍にす 朝教慶喜并に抗命に族
のて縁御と程に

敵無くする者人悔悟後悔より付るを從來より伏救する

うらみと終由生害を論議する難苦ありを忠罪辭を

死一考者ありを以上より為篇に安んじ勿論改往を答め

を文能るに有志者あり 伊拔權位肥後按に及り

海へ
 津表亦く思食く徳川徳代随従小吏
 玉と疎隔く患を極
 津杖即てり心付疑
 懼をいづらん此
 聖道を甘戴士農工商第一
 切安徳管業致まなく程退く後
 開延徳教
 所宣布の如くも尚分徳川徳宗く良法をせまき度更
 急くい糸勤
 王一途よん於遠宿くま下く思高固
 徳の所如るいさくは是徳あり尚想督府人て中
 以上玉高公平く裁判く是れを急く者あり



内外新報

第四號

定價八分

内外新報第四號

慶應四年四月十六日

○友人共の來狀の字

下流の國結珠城彰義隊及二か松人殺を介脱走の
會藩等おとそとるゆかりをいとはるあ月七日の如
小山宿よまかりありい 官軍と小金井宿よるをい
官軍と前後よりとままきとまきと付よおあり七日の
如の時どろ落珠よおありあり唯今よてい 官軍入
ると居りいれまると小山宿に引とるい 官軍多人殺
止宿き

一 今津藩をまはしく盛衰ありよく守り於宮庭出張
又おありいきど掛合中又由度い中
一 壬生くまの今津藩より度かけ合ふ井よび多分今
津方のよし風歩いたい

○ 四月八日丹波守殿に渡す付の字

上様水戸表に 入らまゝまい又付渡す他と清供
まかり裁いりおせまゝなるを向てにんたの為せ
らるるをい

○ 右同

静寛院宮様

実成院様明後九日回安清を祈に 清を逆はたし

万は明のたのめ向に清をすらするをい

○

一 西九徳及不系又致をくとも明の拙者どもに引
きたしこきあるべくいかつとも清門と御書の向い
是まゝは引くくの長掃除いたし引くくは根
をぬくいこき又依りすまゝい以上

渡辺報三郎

田村筑後守

○ 四月七日夜

塚系寛十家

名代 塚系漆(卯)

重く逼塞は 治付色以塚系但る車守罷たるより
後科又受せしる處とのところ格別寛典を以て死
一等と定めしるべき

勅後又付沙裁降の中! 渡き重く不出候以付又と
存候出しい振りと致し

小野内膳

名代

重く逼塞は 治付色以車方車守罷たるより後科

以受せしる處との格別寛典を以て死一等を
定めしるべき

勅後又付永く沙裁格揚度安んずる若あり

澁川播磨

重く逼塞は 治付色以車方車後科より受せしるべき
の格別寛典を以て受せしるべき
勅後又付永く執居は 治付し

平山守書

後木内中

重く逼塞は 城見合以中り相違色以車方車後科より受せ

らるべきの事格別々寛典を以て承るべき事
勅使に付警展と 仍付い

榎本對馬

室賀甲斐

日文章

大久保主膳

戸田肥後

永井玄蕃

日文章閉門

右平尾丹波守宛之書之如く十月十日日人として渡洋す

あくお海中小西月付永貞と西月外小林次家お
越は

○四月九日丹波守殿に後一書付く事

天璋院様 本妻院様の十日一ツ指涉を飛渡候處

侍守殿にいらさるる此の爲向しに甚々さる

べくい事

○右月

上様明十日有表に入らるる此の爲向しに甚々さる
事不例又付一日事程候と成度候事重々と控り候と
候出い事此候に此の爲向しに甚々さる

○四月十日

大奥督有柄川宮

正親町三位殿

西口辻左大臣殿

猿波三位殿

川霧左大臣殿

侍附

侍旅官人

侍筆官人

侍使番

會計局

侍發遣

尾州

筑前

池田

津和野

稲田

右の去る八日卯刻後府侍出立日夜蒲系宿侍泊里小
之返之侍下向以相成以頼府中宿同屋より本門宿迄
心持物中越し以

內外新報

第五號



定價八分

廿

内外新報第五號

慶應四年四月十七日

○布告書

一 徳川家及逆_レ付返付_レ 俾_レ出會津ハ我等以_レ一手
 城_レを_レ襲撃名_レ出_レ別紙の通_レ以_レ片一統御見_レ仕
 以_レ然_レる_レ方今外國の顛_レ踰_レも_レ乏_レ以_レ柄内礼を生_レ
 以_レる_レハ 皇國の事大事_レ又_レお成_レ以_レ
 主上_レ痛_レく_レ心痛心の事_レ又_レ以_レ万_レ依_レる_レ干戈を_レ為_レす_レ爲_レ勤
 理_レ曲直分_レ明_レお_レ礼_レし_レ公衆の_レ事_レ出_レ以_レ以_レ
 山の安_レ又_レ爲_レる_レ色_レ以_レ振_レ逆 奏_レ同_レ以_レ存_レ無_レ又_レ付_レ此_レ又_レ大_レ條_レ係

神お_レせ_レ者

三弟上京中付人いりある形勢又互角に非も難斗場
合又以る何れ由軍忠を以て武名を輝か振厚お合之
早く交度存在る國以才出陣の心然うて有之以る

辰二月十日

○葵園書

就徳川慶 及逆の返討逆日官軍東海東山小陸三道
よりて其の進發し有は 佐出以て付るの要時の法
漢道知るより大義お共之合謀之六師征討し有は
法く教を以て有付は 佐後程又倉津容保時交徳
川松道と亦し旗旗に發砲大逆を道と付て其逆返討

い争又以る是等邦以一子本城襲撃者又て葵園討
小沙法く教導の良畏い若松の東山の一孤城とい
ども臣等邦一子と襲撃法 佐付の既武門く面目
由叶難有なる人進之一番中へ布告し出陣の利を仕
官軍亦征伐の期又の進之無接襲撃す仕は志ある者
挙度費以て漢と僻在仕道諸遠遠

朝廷は決議の深志由詳ふ其年歳内上方に形勢未
唯情少一の言上仕は其千系忠節く其も其なる人
とも其言路を以て其以上を存付は其然止仕居
るに其子の分難を不顧忘偉た其言上は 王政優有

朝議西一羽の折柄一旦天下に兵を討つ初國東征
伐勢の在り既へ此忠重たく事件清き 敵軍の在
以上と其意久くも天下の人心内志仕りて其
作りの難なる成然るに先其る慶喜義経利との在り
又付系内にて仕る西沙法に付合衆を先供に結し上京
仕り中途にて有る慶喜官軍へ教砲仕りて教送を乃
の於敵に付進討お軍西征伐との在り既へ布告に
成り不慶喜臣下へ布告に趣るる先供の由の冥門
へきり切り其に初俄に薩藩より砲發しおるに
止り我軍のしり中にて有るに其由も倉庫に擧げしる

發砲のつぎ先づ折柄の候に分取不お毎風歩も有
之臣等邦事沙汰の類に疑慶 布告に旨成信しり
ら登りしへども發砲並に判然不お其より人心一
定不仕一系に西征に徳川祖先年来く福乱を定め撥
礼及正大勳勞も今更に上り進ゆゆ之累世徳武能文
海内法辨仕りこと改し二百年の久し其にび其屬
遠幸武威を振遂し嘉永癸丑以來弁夫獨嶽修而人心
援礼其乃も慶喜不星ふ於其失体不苗に其由不わ
て有るにゆども今日あり改し政令一公系正大
に信を以る 皇國を安んずるに改撞を

朝廷より甚だしい上をまゝに何事をも企てず

朝廷より非と人心歎感十一八九をこせたるを登く見人

の一定不仕二ヶ条より方今 王政優古紀徳一

善民利國の 聖運より道継天玉極善世を露の清

大策減し見民如赤子民を母作

朝廷より父母一丈夫の所志あるに歎慕仕はれり

一和の心く兵を分り初を罷く善民水火運炭の苦

のりて以降に衰すて了騰くむかふべ

勿帝の尊厳より新の出し有るに有る百とく人心

く疑感十一八九をて有る見人一定不仕三ヶ条

亦重に慶喜殿より退去仕は後恭徳ふ初より、恭順

在い中終りの元年毛利大膳を交家来とも於

於下殺砲仕は際を一時率ある誤一旦執教く汚名を

蒙り以るとも其情実明白おろす是以上を寛大

以市沙法官位優古入京も沙免と下い由も慶喜通も

一旦祀先く大功をせの弁殺砲の恭順をりつて殺名

成りお望いさの依藩く心腹を勿論下、賊民より

る返辱腹仕るまどく人心の疑感十一八九をて有

そて是人一定不仕にう衆より重く作すく外表は

交通の系逐より多様より成満今改より十餘ヶ必

や乃びあは時 天下く大兵を勅し四海鼎沸し勢
至りえは彼おとしんども必争し情親ら仕るまじ
く各國帝王の命を請つての概ある挙勅に乃びい由絶
斗者ある時ハ 中國辱せ字内華民へし流い姿
よお威人心の疑感のよあし定ん抱憂痛哭仕い者
十又八九そて有てこそ人々の一定不仕其を象こ
産い彼是を以てしつて熱血仕いよ其禮美しそ
徳澤く定備をつてきせし天下共く正大明を偏
を黨の公論ありしをたしきし是は必しむ六
所を勞せは彼自ら彼は仕しは勝てしは必しむ其根

い大者よも輝徳不耀其を以て先王の死體と仕い
又い故是等しおし由目的を以ては 王政復古の志
成業を 涉大成ありし概仕てしを其微を以て察
必し概ひしよよ其冀望のあしつて其退討し
又おありいしは其徳を向離叛仕い由をわら
海内分裂群雄割據元以前く大乱を醸し却て其福
為福とす者よきお其計くゆる者よらつて臣等
ひそらよ痛ん悲憤仕い不肖し其愚偏きよめし
採用しおおなちとて覚悟仕いゆども如し其成業
機余よきつてつて又然心仕しよら却て不志し其

も尚早下りと不敵斧鉞僅白奉言上以臣等邪穢悲滅
指頓首々々謹言

○ 野志々々

標 深物

○ 乙島山神のまゝのあまうみくんと正し清名をいかにあま

彰義隊脱走

年ごら廿五六ある傍

海邊産蔵

右二月廿七日の夜半塚完

法陣に思ひ入忽ち右捕ら見流ケ表は糸首せしき



内外新報

第六號

定價八分

内務新報第六號

慶應四年四月十八日

○四月三日出板横濱新聞校譯

帝王より 日本國中と外との交易を盛大に
思つ 日本人が國に自在に旅行することを
許すを

宸翰を「ニストル」に賜ふことしを
おくるは 説書あるに
より也 日本
の政
を
大
に
改
善
す
べ
し

○ 横濱又砲台より所の船が西軍利加軍艦二艘敵利
右尼亞軍艦を捕らふ西軍艦二艘プルシア軍艦八艘
熱計十日艘は他者五隻船二十艘あり

檣九隻一 陣

○ 一 第艦表より二月十一日附の古状をぬき其文中は
同地を敵より薩の軍艦渡来をさしありと云風吹は
りて固く敵軍よりあり市中に老幼婦人をさし
て大に驚き送るありと云あり

○ 四月二日出羽郡山形市の来状

前和主六里を以て清兵八万石と云あり、紫松
を河と申ところも陣をさしあり、いふをさし交り相
互に紫松内長谷山と申所に陣を置き出東田川に
出づるあり、故に河より清兵又出張し、
し居以内田川に京所より右の砲台清兵より中を
くあり、清兵はあり、いふよりいふよりあり、
故に強双方のけ合ひ申のところに河を我持の陣
中より清兵は後人さま居らる、いふよりいふより
は交信あり

新設法三ヶ所迄之建ちりいし付法儀がと重居の面
に祥定まかり出いそのうち織田信家老吉田某と
二に二月廿日ごろ當不通り山を仙臺へおこし
ところ早くとや等路よりおありたらし同家
に同所の法より方 信付くまはす人殺出強よ
おあり故今世藩のうけ合とおありいよしむ織田
家には

勅使の着命より仙臺より助力として五百人天壽
にまよおありいとしいさう仙臺儀より舎はに人殺
くまおししおあり當地より福まれのち中七日宿

と中ところに五六百人お圍め飛衝儀来おありか孫
い中り某ういよしあり

○四月六日出初務よりの来状写

會津 法進討の 法陣仙臺に五二月廿五日仙臺勢
由りりおし四月六日當不通りまより市人殺九と子五
六百人

伴達筑前

日 孫心

鮎貝右衛

日 安藤

○四月十日出板橋新少技師

既今度改革の分際ツギギバを争ふ三日の内とおありし
 百餘年の政法一時又一轉するまゝなる事
 勅使 有栖川宮様おとなく清兵衛におあり
 勅使のおもむきを 俗をさすれ多分この為三日申
 又清徳の神板おさまる和哉いづきのお史しやま
 登くいさふらこの 有栖川と新しき宮様ら
 去る正月中系部 清忠をゆくもつとも嚴守の

清沙清より成る事お其後 上様いよく清恭成り
 清法勢よりいさきいし付格別寛典の 清沙清之
 是ゆる事とあり

當時會津の勢ひは強大となり北方の大名志
 とくぐ連合を保別院 徳川家よりこれを又助力を
 ることハありとあり

○

四月十日の夜歩兵撥兵等絶愛しく屯所より脱走せ
 しものおびたし其人員斗る事あり

○ 和菜文記官ケレニ子ノ人ハ活メ日本ト乍度トハ
地衣方ハくニ是ヨリ和菜ト云ハ地衣文ト云ハ改メ
チ不ヨク忠節有ル者ヨリ日本ト乍度トハ地衣同シ
オク肉ツラノコト有ルヲ云ハ云々

○ 今般結城素退付トシテ 官軍涉サシ武平山麓
里ハ又付下館原ニ石門ヲ築キ伏老トシテ利人柴田
隆之助村長年々出サシ出テ李津軍用金千両サシ出
シイヤク 此世付ト云ハ又付翌日不納個甚ク

家老牧志摩貞山劫取中利人村長平之助其ノ外涉全
發條ノ一ハ後士ノ者共利人附法マカ至クシハ途中
又ク賊又奪ハ右ノ金奪ハクニ是ハ

○ 水野日向守城下結城高札場ヲ建札ト云
今般賊徒為退付

官軍涉サシ向メお城ハトクノ般至日向古ヲ去リ
以ヘトモ百姓所人又切取クハ至家江ゆリ平之助通
里ニ業ヲ勤ムクハ所分ノ沙汰筋ノ者ハ近日檢津者
為城ト上至政一新シハ素美民安堵シイヤク我至斗
不般ト老ありむト云ハ向キハ云々

内外新報

第七號

定價八分



官軍に對するに志まう方針さる毎くは百万するとの
見解を述べねむるなりあり

三十一

内外新報第七號

慶應四年四月十九日

○四月十二日出板横濱日刊新報

前將軍□□公許里ありは友の事を法法ありと昨十
一日早天又江戸法出さる戸表江向させり是は一休
法福面にて十日のよしありしが故所より引寄せ
しと云○是法法を統率四百人後隊亦二百人未
里の前將軍の友人に江戸のこま玉ひきり戸殿の
法館に引りつりあり

此後横濱より飛ら身し大系前侍法殿時十一日九時

は清入城はねあるに軍勢は薩摩肥前阿波の兵よし
は皆ライフル銃をたくり其行列の先は
河門の旗を立五人にてこの旗を持つその旗をめぐり
知らしき人へ旗竿をさしけ他の四人は竿の以上
より出たる旗を引きたるをさぐる中り約合ひをなせ
る

さう通好のちまじよりの家と戸をとがしむを紙
札より目むりやありたり通好のときな後よりし
士民のいふ平賊踏破ヒトマシクせりよ加るに我西洋人の文
を吾人のあはれごとくせんしと海上よりしと傲然と

ことを見物するに後むとがむる多とされぬが故に
あることあり実又日本人の受けつることとせよ
知るべし
大東殿の紙のづらう生教の権を極まるゆゆと見え
たり

此などお川は坊主の首領を結ひせりこの是は公の美
譽又よつとありと評判を世人の戸探宥ありをむ
そめく官軍の密事を探索する事をよせし故あり
とつ入のは秘のいふを見えたりとて首を腰の上よ
らうせしよりいふとみからせしる事此の先より

さきたるあり

此方

河門は對し□□公の恭順かくのごとくししとて
あく堅城と渡さしことこの我輩實に感懐するところ
ありあり故に系劫より由指所の寛典ありき國家を奉
の時又至王介を貿易せしむるやのし無忌は暖まるふ
る處に備しとてし志ふるざることありて是書津の
一件あり會津を仙臺その地有力の法儀を連合して
義家、為めに寛服を蒙るんと改て其徳を盛しませ
り

戸田和泉寺の城宇が 近日會津勢の爲に居られしと
と少也

北方の大名ハに戸と去るる凡二十里ほどの所より
りり南方の軍勢と接近を故に合戦をどおしくするべ
しと云ふ

○二月廿二日泉が塚妙玉寺におりて切腹し
信付即刻定を町堂殊院に送葬葬すお成し

文義院忠深元章居士

信名 箕浦徳吉 係元章
幼年廿六才

除却洋氣答困恩、決然豈不肖人言、唯令大義傳千載、一死元來不足論、

義行院忠現氏同居士

信名 西村と平 係源氏同
幼年廿四才

此と云ふは、わいとあるが、いつともよとある、あまか、
る國の花くまへ

忠法光則居士

信名 池と保之吉 友兼光則
幼年二十八才

皇太子の、くちし系とをまへ、くそ志ける海のみ、
まきまき

忠山良信居士

信名 大石と吉 係系良信
幼年二十六才

我由すく神の、まふのちのみ、あはれい、かた、い、きき、よ、れ、
わの、あ、り、い、出

忠兵義長居士

信名 杉本と慶五郎 係義長
幼年三十四才

皇太子の、ま、た、あ、と、あ、く、身、命、を、ま、つ、つ、ま、の、胸、
三十一日

まろしき

忠速稠迅居士

伝名

膳賀瀬三六平稠迅

約年廿八方

かけまろもろのこたろと一まじよおのひあそたろ
まろのろ

忠英利雄居士

伝名

山本鉄舟源利雄

約年廿八方

まろのろーかろともろのろぬのろのろろろ
むろろろろ

忠掌重正居士

伝名

森本茂吉友系重正

約年三十九方

人あろ後墨まかろあろ世の中まきよたろ乃そまき
まろ

忠固堅勝居士

伝名

小代堅助源正勝

約年廿六方

まろハかくあろのろあろまろとまろろろろろろ
のろあろまろ

忠應攢成居士

伝名

搦田貫之丞友系攢成

約年廿八方

内外新報

第八號

定價八角



時をりて暖ちるとも由振があふの如くまゝに
たましひ

忠相義好居士

送名

於瀬幸七君系義好

延年廿六方

魂とちろくよとくめく日の下のたぐき心を
示さん

内外新報第八號

慶應四年四月廿四日

○京報よりの末状中は我を副総督岩倉卿より
君局へ傳達の所自書宗

臣不肖の才を以て妄に大任を辱しめ敢て其任に當り
以儀をなせむといへば何分高令内外に多難加之相敬奉
た亡びを殊に 所親征の盛衰に在る及び事實に至る
を大に事件に在る思懼に次者素より鞠躬を力一死を以
て世に公しおせむといはるるに 總裁官の所下二条中
止の由は爲す由亦供奉に以上と太政官と奏し不て免

の場合に之を只管若心し不堪い暇去致し乃以改正
親町三条徳大寺の御總裁局に於仕案様示法以板紙
出先以て親王御札令般親しく天地に於て誓公卿
列藩へも 所由法を通り此等法一新して実蹟お立不
申に之を不承為海防儀を臣子の分より於て之を新然
載し之をさるることと以て其意以て諸局の督捕を勿論
事様官より進呈勅符し諸事申出度い候令由分り事
たり之を承為筋の承り申存分り法封海に有之を勿論の
事より石備より公義と法初毎板を由隔を申承り度存い
仍此限り入いあり

二月廿二日

具視

○同書中の暇去地居留の旨儀を載す

三月二十九日午刻儀申上り於て之儀乃び徴士列座
之岩倉以上り兼同

才一條箱館裁判不江取建の事

才二條同不總督副總督泰保等六指の事

才三條蝦夷名目及南小二名目立之何如

右史官漢上け公に諸儀徴上り若善海防なり 山陰官より

即今願し難し一の官應に所右應い色目不地不に建

而有之に由相法を法任將て是し申中法門大絶言殿い

法人撰才一し教信善なり徳骨の薦任我花依の仙基へ
 十時抄付ら加あへは 仍付及との多暇花老依の編こ
 開拓ハ才二儀とし先づ裁判不直致建徳督参謀侍撰卷
 弘為立基礎と社を重且任撰人をはゆも 開拓く仕
 方でおを十とさる本戸準一西水端こはし担任撰大藩
 には 命の義を如何立徳の力おく軍拓を新かすべし
 個人材を細羅し生味く根置のあし服をく利を不計商
 今更地より債入の金といき費用の給し是し置れよ力
 を足しす然との儀ありの副徳督を新く置田亞の意持
 一如何れ右國は極あしく置者以外しは所成ありよ本戸

隣境の沢柄も有くは共糸理上あくを月しかるべし
 と善悪し林山左多衛を徳括する人方を法撰卷有くは
 才く則て任よりて地土地志有く者を用ひは順序に運
 びいへを軍拓の及に随くおまてりし中井上右見の裁
 判不直致建こお成いさる由美蝦考ら程遠き多ゆへ何を
 別版参謀にさる由遣りしお成度人撰ハ是本文平を採
 用せんと徳院を大久保一蔵ハ松浦多氣四郎を巻味毛
 受席之助ハ内山七郎右衛門を薦め本戸準一即ハ内山
 龍物小系二即ハ龍助の才内山介輔を撰り青山小三
 郎と土井藩を推し然花依ハ土井新登吉を任せんとの

建議ありては徴士泰典十數名何れも別又安海を建
言し不乃副總裁の議に從う先づ人擬を決定し然る後
又裁判不乃建議に案据をよむと下も願ふの言始らる
右ありて議事終り衆皆退散す

本文冬深より薦蒙りし五七の事畧を附記す

國本文平の門弟の人あり江戸より來り明倉用九翁の
家塾に居る直以帳表地をむりカラフ上藩令連名を
周視せり

松浦多氣四郎を勢あの人あり亦江戸より來り帳表の
不堅を以て愛ししむる約十年屢被地を經歷し備

は艱苦をもちんかをそせり

内山七郎右衛門と七井の藩とあり

内山新助ハ亦七井の藩其老居たりしが味むべしを
と距る四年おしこの感疾に罹りて物故をすす七井
今現に會計局に奉仕せりといふ

○

二月二十日東久世藩より西原裁判不徳督は免候儀
判不徳督と 命せり

同日昭前付後横濱裁判不副徳督と 命せり

○三月廿二日村松代、内達し景二通

分取 王政法一彰徳之外國法更隆之於 朝廷法之
扱はる 在取又付之朝鮮國し其の長より來流し國
柄を所感信と爲すは 法教之付是迄の通る國更
通と孝より振蒙後又は 今以對朝鮮國法用所取扱は
若し外國事勢補し心法と以ておあはるは 始付元
所國威おさし扱て致す力 所法法又此事
但し 王政法一彰し扱法介し其別し之をいふん
得心弊本と一洗し爲し此方法其之有之此事

三月

今取江廢幕府 王政法一彰易機 所展彰と以ては

治出の又就之ハ今後朝鮮法に扱之事件爲徳之從
朝廷下は 治出の案此方朝鮮國に下お甚 法沙法に
此事

三月

○四月十二日法極大

此復法上奉門与江法運當お成居以 勅使法与卿時十
三日西城江法裁之款英之強府表法運當に扱成以
有極門官内十二日門法若法五十四日西城江法入以
款に付 官軍參謀方より法布告も有之以於在也又
若しお甚是の通し氏家ハ勿論市中未と之ハ於遠初搖

ケ百歳を不致を之振て致は

○

原稿 大君の辨職より草を起す唯事倉卒より出らば以て未を校正し暇ありべ近日内外新報前記を刊行しより原始を審みすん者官此旨を諒せよ

會社幹事識

内外新報

第九號



内外新報第九號

慶應四年四月廿六日

○小端儀狀白

徳川□□

朝教眾進討は 仰付に在る各處陪臣使車よりくる近
方向を申し候振ありびに右号令は教をねん候玉力
お急又人殺さし出し候やう仕る候と方 仰せ渡さ
き候又申つゝ忠怖畏候の至り申候に就くハ
申す奉

勅使使車了仕の事 仰中

朝拜敷く 法制度替へさせしむといふごとく
 是國自然の法体裁の封建世縁より生れり 鎌倉幕府の
 時將軍宗氏と名目をお互陪臣陪臣の分志が
 つか定り時移り物換りて元和の意今日迄の形勢
 と成るの義は直覺に凡そ天下に下率上は漢唐早も
 臣方より其の若くは人むこそ其の如くといふごとく
 其の内より士民各々其の生るるを忠和の
 朝廷に復るゝたは市産のるるを忠和の徳川家
 臣より於て一と又徳川家を聖奉し
 朝廷忠和は各素志にこそ生れり 元來一途の爲より文

一方を榮ふし向と二つとも心をあてて進む
 □ 恭順の效おきいつて 寛典の法下をいれたる
 哀憐は其の多きを以て小倉の又人相さしおし
 法利節のいとも何れより出たおめし辱くといふ
 由徳川より法通討つたの 法は姑くその思は
 らば子といふ若くは又を替はれればこそ生れり
 天地と大保見しお情り苦め深義
 初命止るとはむといふしあわす 又為義を替は
 不義の遂名を裁遣せむ
 初命よれ志とかいひいとも亦 又保見は法が法

い統より免ぐる、其れ一月、進退新法のごとに、
身をまゝい

朝廷の清をとほくは

勅修舟遠親仕陪隸微臣の身か直隸仕はるを、忠入
りへく言上仕かめいへども、臣子も進退新法仕は
所蒙りまも性情く悲びかめい、まはるに、年、此
際、小指怒く、身、甘れく、右、ゆるの、執、之、清、操、用、下、し、意
き、い、け、む、神、教、一、家、く、幸、福、の、と、ま、は、有、ま、く、世、た、人、心
を、不、裁、の、下、ま、推、持、仕、は、今、日

朝廷の清剛失といふ、か、補ひ、ま、り、い、ま、ま、ま、夏、加、む

抱負か、く、は、合、り、存、存、い、去、ま、あ、が、く、頑、意、因、他、逆、し
逆、縁、犯、し、い、次、分、その、罪、業、死、痛、身、か、く、く、刑、下、終、伏、并
戒、く、殊、後、く、侍、ち、身、く、な、く、い、重、臣、を、い、く、は、終、哀、痛、並
親、身、を、い、滅、意、滅、擢、執、を、故、白

○ 孝、貞、四、年、二、月

二月十八日、今、は、勢、実、定、市、中、の、く、く、沈、燒、拵、ひ、十、以、風
吹、く、は、定、い

同日、下、総、關、竹、の、系、村、く、お、ろ、く、今、は、勢
官、軍、の、為、く、敗、走、り

三月下旬より孝子岩より粟根田との近を百六十町
ほど打ちこしこせりし中いそぎに懸業どももの仕業に
定りし所なり

○四月十九日壬午より未時迄

今津勢守頼盛城を築き在河に少勢よりお成庵より
の風竹の並りし中いそぎに懸業どももの仕業に
由今津浪士日光よりびり右河邊へ大勢出居りし中
官軍負向し討死し引く引く中いそぎに懸業どももの仕業に
の松よりし所なり

四月八日

官軍より壬午に大勢ありて申す上しかけ合し付大
砲ありし中いそぎに懸業どももの仕業に
仕業より官軍の邊よりし中いそぎに懸業どももの仕業に
る土浦邊よりし中いそぎに懸業どももの仕業に

○儀事取むる是出見の書写二通

概表地中軍取し法候儀又付くハ先公の方の中あり
同格法考志し中方は掛りし中今分中法考ハ中生
涯に積りし概表地よりし中いそぎに懸業どももの仕業に
素直ハ素より其向の巧者ハ砲と法講習に専ら相
又介ハ大法張り内あり概表地よりし中いそぎに懸業どももの仕業に

公々と同根家臣由共十分心力を尽し是れ成功を
 期し以振興之方は以振底を法確定し以法使と及
 愛は討偏にお成じととも 朝廷より法後援する
 在は振の 法廟算ねまはし法後遺にお成はる、
 然亦又甘みく考付法一物く機舎又任せしは唯一の
 の法使の、 法振まにお成はる、以法成功光栄未
 きのとあり、以得西亞人難居く土地不は以於の却る
 後震を強し以振くが、 丁有る飲と願念は、以存く外
 実存を以る、以以上

中振雪江

前東本派、日本振も其末起るるかたし、國家富強
 中を以民を職業と見ま、わつ、就中農の國の本ある
 由へは其本業をそとし、起るの及ま、まは、國土の積
 弊補ひが、農と起るのわ、地を振き、人民を増殖
 する、より、人民を増殖するのわ、事と貿易し、し
 吏役を省罷し、器械を以、民力を振ふる、より、西洋
 法國の蒸氣器械を發明し、民力國中に施り、わ、が、振
 る、自然に振地育民の業を起し、或は、島里の外に殺不
 人を出し、開港交易の大利を討る、より、我國近年
 内、多事、昼夜東西の吏役、歳不、病と云ふ、を、志、し、は、是

等の民口を補ふのたをどうとれい田舎の荒廢は及
ふい又自然のたあり概夫開拓の事いお陸の大事勿
論不て忽の要勢あるべきをを下をのたさぬぐ後急
の御あるべきをどうも畢竟又内地の民を移さざる
成功遂る程きさるあるは皆一内個内地の荒廢せざる
やうな収を前若し器械を製造しう人氏を生むるの
策今日の急務と奉存い事

井上石見



内外新報

第十號

定價八分

内外新報第十節

慶應四年四月廿九日

○野州戦争

一 四月十日日軍同僚の兵車官軍の命よりつゞく凡そ二
百人餘り宇都宮援兵として揮出し以て野州要路宿
入口より重倉より成居の最中夜をくけし殊多の脱
走無埋伏し逃散せしむし曰方より警備以多し其
間警大敗走のよし電討死を士も十七人とするも
十六日未だ警備をへし扱よのせ昇入は外は怪我人か
を志す

十六日官軍法城より夜門を破り因平上野へ出張
 にお成の夜脱走の無隊より襲撃を官軍敗走の多
 し其が新森院あつて七日九夜尾其が民家十三
 軒を放火し和玉へ退きいところ退警より又々
 放火いたし遂に夜門を破り久保田村を焼き法城所
 と通りぬけ五助新田を自焼し小山岩へ止宿にお成
 りいよし
 右を唯風雪のしく後偽りあつておたり不十い
 どもすといふ事十とい

○十四日仙臺より東状写

仙臺一しり操出しの長崎十二日直ぐ重く大急ぎに
 あつて湯敷田あつてまき拂ひにお成り十い仙臺七
 日法出陣の款又南総作を最上より四り法加勢右
 へ米沢二本松相馬物為成田いづれも法加勢のよし
 十い
 一相馬法出陣の仙臺は法長重板法登城は未あり十い
 法由未あつておたり不申い
 ○十四日仙臺の東状写
 一上総城が法加勢津島脱走の士凡そ四千人餘り屯聚
 ありしに

一 何きの者もや本文は色を屯せし浮浪の三士房総の
 列艦を脱き連合し海陸二方へ関門を建てる備後男
 女非人等より多きまぎれ若しく穿鑿し多し同者入差
 いとところ何きの手の同僚といや二人は斬りし
 一 上流の川越依の陣をとらせしとりし風吹りあざ
 洋々あざ

○下流上松村よりの末状

一 官軍は月七日結城攻落し以後二三日人籠り居り
 十六日の朝舎は勢百五十人併りあて城下をへた
 入いり付官軍城中より糧出し凡そ五里程に延びけ

竹井系と中寄まぎれ遊りいところおろそか伏兵四方
 より起り凡そ二三日あて斬り入りし付官軍大津討
 死にぬ成りいよし

但し今藩と唱へいむ突と脱去の士あるを驚くとの
 事

右供の共十八日早加宿通りの初り土固落を初め
 其介不口不百人あて屋舎い多し居り吐し

一 十七日十八日右河津を襲うるに四里お小山岩あて
 戦卒脱去兵士勝利のよし

一十七日より引つゞき日く徳才より戦年故小山岩我
死の若高々双方とも死片付以多き流る後又様をり
居いよし

一會津勢廿一日廿二日以字於宮口播出し以風すりり
あゝ戦年を一夜も争く

一関原右河女一二日以戦年より成る處く名十まりに
多漸取越七艘実岩城下辺はつあだ居い争のこら流
會津より引ちりりせいで

希ふく争位偽不分明し以流る少くは争不取取上と
以何是昭夕才結城よりの飛衝し付又とて下上とい

○野志より

子信

隅田川をの志し流まかしてつり懸りの世又ととあ
るゆき

○二月十七日東山為惣督府執事よりの書信云

高岡し内百姓ども徳意を信びみだりし人家を破却し
其他狼籍し不修不少執お少へ以その外のみは右をこ
是と徳川の苛政し苦しむ役人の不為宜しかるざるを
悪くいよるや起りし義と信察し今般 惣督府 諸下
向く次第に賊徒討伐多民塗炭く苦しむととる救度思
はるは案右百姓共く内一志意志又 諸本陣に召出下

高し極遠意あく辨びて仕ひ百姓ども極意おさし申す
取計ひい多し聖く以て厚くい美一感ひと和至情実申す不
申出暴行おしをいよおるくち教重く清法に及ぶ極
くい事

○同農商に布告

此方東山に法極熱等 物命を素り及向く次第い先
其る 朝廷より法極申す為在り通りよ以てとも遠至
備古よりいとも自然極意い亦申すかごとく又付
る又法固の情実を問ひ美民塗炭く苦しむ事救済
敵慮より各安堵済世て致しを是も天賦と稱し

来り以徳川交配地を勿論法度取分よ到る迄年来并政
又昔より在り外子細有々輩い遠慮あく本陣に海出會
儀と上公奉り不量よ及びい問心極遠い等極て致し
事

○大政官日徳く抄写

今十八日 立大依 宣下仕為海いよ付在國く極く為
名代重臣申出し 禁中 大官所寄に思悦て申す
事

但女七日存出て申す事

二月

○ 公私雜報第一号第二号發兌せり

○ 内外新報前記追々刺成を

○ 第十一號の草稿剗刷師の手みく紛失セリ近日別
起草せんといひ依り先づ十二號を發兌せを

Handwritten notes and bleed-through from the reverse side of the page, including the characters '會' and 'の'.

Handwritten notes at the bottom left corner of the page.

